

救護施設退所者に対する居住支援のあり方に関する一考察

—2022 年度全国救護施設実態調査などを踏まえて—

○ 玉葉荘 熊谷 和史 (6256)

キーワード：救護施設，居住支援，社会的排除

1. 研究目的

救護施設は生活保護法第 38 条第 2 項に規定され，障害種別によらずあらゆる生活困窮者の方たちを受け入れ生活扶助を行う保護施設である．現在救護施設は生活扶助の他，就労支援や地域移行などの自立支援や生活困窮者自立支援制度との連携を図り，地域の困窮者への対応することが求められている．

さらに厚生労働省，社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の「最終報告書」では，生活困窮者の生活の安定に向けて生活の基盤そのものである「住まい」の確保（居住支援）を第一に挙げている．そして居住支援は地域共生社会の理念の実現にとって重要な施策となっている(白川 2021)．また同部会の「中間のまとめ」の各論でも「居住支援のあり方」の項目があり，その中の(2)「生活保護における居住支援等」の冒頭は①保護施設とある．その内容は救護施設のみが名指しされており，このことは保護施設，特に救護施設が中間(通過)施設として居住支援を推進することが求められていると言える．

本発表ではまず居住支援の施策を概説する．そして 2022 年度全国救護施設実態調査(2024 年発行)から入退所の状況や各施設の事業等を取り上げ，救護施設退所者に対する居住支援のあり方を考察することを研究目的とする．

2. 研究の視点および方法

居住支援には在宅福祉，住宅支援など似たような言葉がある．本発表では，住宅は量的供給などのハード面の概念として捉え，在宅とは自宅に本人がいるかどうかの有無を指し，居住とは一定の住まいを定め，継続して生活することとして捉えている．本発表における居住支援とは 2017 年に改正された住宅セーフティネット法の入居支援と居住継続支援を指している．また施設における居住支援(落合 2013)は①施設空間の居住環境のあり方，②施設から地域の居宅へ移行する取り組み，③施設が地域の困窮者への居住継続支援のための視点に大別される．その中でも本発表は②の視点で入所者がアパートに転居すること．また，③の退所後の元入所者と施設との関わりを中心に論じる．

研究方法は文献研究である．文献は NDL-Opac にて「救護施設」，「居住支援」などキーワード検索し，「紀要」「研究」など学術機関に限定して収集した．Web 上に無い文献は国会図書館複写遠隔サービスを利用した．

3. 倫理的配慮

本発表は日本社会福祉学会の研究倫理規程，特に先行研究の引用などについて遵守する．

4. 研究結果

1. 居住支援について概説した。「住宅」が福祉の基礎であることが社会福祉の分野でもそれほど強調されてこなかった。しかしコロナウィルスのパンデミックなどで住宅を追われる人たちが急増し、まずは住む場の提供(ハウジングファースト)が求められたこと。また地域共生社会の実現のため、居住支援は生活困窮者が地域の中で居場所を見出し主体的に生きていくための参加支援として位置付けられている。居住支援施策は住宅政策と社会福祉施策が連携し、あらゆる困窮者の社会的包摂を行っていることを見取り図として提示した。しかし居住支援法人の半数が赤字であるなどの課題も取り上げている。
2. 実態調査をもとに救護施設の事業や入退所の状況を取り上げた。救護施設を運営するほとんどの法人は他にも何らかの事業や他法の施設があること。入所経路は精神科病院、居宅、一般病院の順で、退所先ではアパートへの転居、死亡、精神科病院の順に多い。アパートや家族同居の居宅移行は退所者総数の22.6%であった。また、退所者は入所者の方よりも障害が無い方や短期間かつ50代未満の方が比較的多いなどを多角的に論じた。一方、救護施設が中間施設として機能していたのは一部の都市部に限られていること。家族の反対などで退所が出来ないことがあるなどが課題として指摘されている。

5. 考察

1. 居住支援の組織間の連携を図にして提示した。従来から救護施設は居宅生活訓練事業を通じて居宅へ移行するステップアップ式か直接、入所者のアパートを探すことや家族との調整を行ってきた。それに加えて物件紹介から見守り支援を行う居住支援法人や居住支援協議会との連携によって転居の幅が広がると考える。また、入退所者は施設間の移行が多いことが実態調査によって示されていた。今後は可能であれば、施設移行後から居宅への転居も情報の共有など多機関と協働で進めて行く必要があると考える。
2. 入所経路から退所先などを社会的排除と包摂を中心に図を提示した。施設入所により一定の期間衣食住が保障される中で生き直しの場を築いていく。そして一定数の人がアパートに移行したいとの願望がある。しかし退所希望を阻む社会的障壁もあり困難を伴う。居住支援の理念は、居住とは福祉の基礎であり権利であると謳い、条件をつけずに住居の確保を行うことである。この理念は救護施設がこれまで行ってきた自立支援(ステップアップ)とは別の価値観である。自立支援の取り組み自体否定はしないが、まずもって再び社会に出て暮らしたいとする意思を尊重し、条件をつけずに退所(居住)支援と居住継続支援を行うこと。こうした社会的に排除されてきた人々が新たな生活へ臨めるようにすることに救護施設の社会的意義や使命があると考ええる。

参考文献

- 白川泰之(2021)「新たな政策課題としての居住支援」『社会保障研究』5(4), 530-543.
落合克能(2013)「特別養護老人ホームにおける居住支援としてのソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』39(3), 31-38, 相川書房。